

# 少花粉スギ等造林対策事業実施要領

平成26年 4月 1日 治第 9号  
最終改正 令和2年 3月26日 治第747号

## 第1 趣旨

森林が持つ水源涵養、土砂流出防備等の公益的機能については、県民生活に欠くことのできない重要な役割を担っているが、担い手の減少や高齢化、木材価格の低迷等により、「伐って・使って・植えて・育てる」林業の循環が停滞し、再造林による適切な更新が図られていないのが現状である。

特に、主な花粉発生源であるスギ・ヒノキ人工林は、花粉量の多い高齢の森林が増加しており、再造林による若返りを進め、花粉量を抑制する必要がある。

このため、人工林の主伐を促し、少花粉スギ等の花粉の少ない特性を有した品種（以下、「少花粉スギ等」という。）への植え替えを促進することで、齡級構成の平準化と花粉発生量の抑制を図る。

なお、事業実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下、「規則」という。）、昭和41年告示第513号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）、岡山県造林事業補助金交付要綱（昭和48年7月23日付け、治第867号。以下「交付要綱」という。）、岡山県造林事業実施要領（平成19年4月2日付け、治第53号。以下「造林要領」という。）、岡山県造林補助金事務取扱要領（平成23年8月25日付け、治第610-6号）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け、13林整整第882号）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け、13林整整第885号。以下「環境保全要領」という。）、森林整備促進事業実施要領（平成20年4月1日付け、治第5号）、森林環境保全整備事業実施要領の運用について（平成14年12月26日付け、14林整整第580号）及び岡山県造林事業実施基準（平成19年4月2日付け、治第55号）によるほか、この要領によるものとする。

## 第2 補助対象となる事業内容及び採択基準

少花粉スギ等造林対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業内容、採択基準及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

なお、補助対象となる事業について、森林環境譲与税を財源とする補助金等を受けていないこととする。

## 第3 事業主体

1 本事業における事業主体は、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林法施行令第11条第7号に規定する特定非営利活動法人等、同条第8号に規定する団体、森林経営計画の認定を受けた者、森林施業計画の認定を受けた者及び間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者とする。

2 事業主体は、事業の実施形態等により、次のように区分する。

(1) 森林組合が自己所有林（信託を引き受けた森林又は森林組合法（昭和53年法律第36号）第26条第1項に規定する森林）に直営その他の方法により実行した場合の事業主体は森林組合。

(2) 森林組合が森林組合所有以外の森林につき受託施行した場合の事業主体は次による。

ア 委託者が、市町村及び森林整備法人である場合は、それぞれ市町村、森林整備

法人

イ 委託者が、市町村及び森林整備法人以外の場合は、森林組合

(3) 森林組合が事業の実行に関与しない場合で、かつ、事業主体となり得る者が自力で又は造林会社等に外注して実行した場合は、当該事業主体。

#### 第4 事業要望の調査等

- 1 県民局長は、市町村、森林組合等の意見を聴くとともに、管内の事業実施要望を調査し、様式第1号に取りまとめ、別に定める日までに農林水産部長に提出する。
- 2 農林水産部長は、県民局長から提出された事業実施要望と予算等を勘案し、補助金を県民局長に配分する。
- 3 県民局長は、2の配分額の範囲内で事業主体及び市町村が補助事業者である場合は当該市町村へ内示を行う。また、県民局長は事業主体へ内示を行った際には、該当の市町村へ内示額等を通知する。
- 4 事業主体は内示額に基づき事業を実施する。
- 5 事業実施要望の変更を行うときは、上記1の規定を準用する。

#### 第5 補助金の交付申請

- 1 交付要綱第3条に規定する補助金交付申請書については、様式第2号によるものとする。ただし、市町村が補助事業者として事業を実施する場合については、別紙1のとおりとする。なお、この場合、市町村費の一部又は全てに森林環境譲与税を充てていないこととする。
- 2 補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。なお、前項のただし書きの場合は除く。
  - (1) 施業図（造林要領に規定の様式）
  - (2) 総括位置図（施行地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずるもの）
  - (3) 社会保険等加入実態状況表（造林要領に規定の様式）
  - (4) 実行経費内訳書（市町村が請負に付した場合。ただし、実行経費に係る関係書類の写しに代えることもできる。）
  - (5) 受託造林の場合は委託契約書の写し
  - (6) 請負に付した場合は、請負契約書の写し
  - (7) 委任状の写し（代理申請の場合）
  - (8) 施業実施協定書の写し（森林法施行令第11条第7号に掲げるNPO等が実施した場合）
  - (9) 森林法施行令第11条8号に規定する団体の場合は、規約、造林地の森林所有者を明示した構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿
  - (10) 測量野帳（人工造林の場合）
  - (11) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金交付申請を行う事業主体は、次の書類を整備するものとする。
  - (1) 社会保険等加入実態状況表に係る証拠書類（施行地毎）
  - (2) 事業完了後の写真、ただし、下刈りについては、近景及び遠景の写真
  - (3) 少花粉スギ等を植栽した箇所であることを証する書類
  - (4) 測量実施状況写真
  - (5) 受委託契約に係る仕様書及び見積書
  - (6) 受委託事業精算書

## 第6 補助金の交付

- 1 県民局長は、補助金交付申請書が提出されたときは、交付申請書の内容を審査し、補助金の査定を行い、補助金の交付決定及び額の確定を同時に行う。
- 2 県民局長は、前項の補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、当該補助金の交付申請者に様式第3号により通知するとともに、市町村長に補助金の交付決定及び額の確定通知書の写しを送付するものとする。
- 3 前項の補助金の交付決定及び額の確定通知書に添付する補助金明細書は、造林要領第1の5の(4)に規定する様式とする。
- 4 調査は、岡山県造林事業調査要領(昭和53年7月20日付け、治第359号)に基づき実施する。

## 第7 市町村の経由

事業主体は、第4の1の事業実施要望及び第5の1の補助金交付申請書を事業所在地の市町村を経由して、県民局長へ提出する。

## 第8 補助金の算定

- 1 補助金額は、補助対象事業費(標準単価に事業量(ha)と間接費率を乗じて算定する。)に補助率を乗じた額を上限とする。(補助対象事業費及び補助金額は円未満を切り捨てとする。)
- 2 少花粉スギ等と広葉樹を混植する場合は、植栽本数の比率により算出した少花粉スギ等の占有面積により補助金額を算定する。

## 第9 軽易な変更

規則第10条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更は、別表に掲げる変更とする。

## 第10 補助金交付に関する報告

県民局長は、事業完了後速やかに、補助金交付実績報告書(様式第4号)を農林水産部長に提出する。

## 第11 その他

- 1 事業主体は、おかやま森づくり県民税を財源としているこの事業により森林整備を進めていることを森林所有者等へ広くPRすること。
- 2 事業主体は、おかやま森づくり県民税の目的に沿った各種活動について協力すること。
- 3 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成26年度事業から適用する。

## 附 則(平成31年4月1日 治第 1号)

この要領は、平成31年度事業から適用する。

## 附 則(令和2年3月26日 治第 747号)

この要領は、令和2年度事業から適用する。